

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號四第 卷三十第

行發日一月十年十正大

論叢

所得稅の弱點 法學博士 神戸 正雄

社會的法的經濟學の考察 文學博士 米田庄太郎

利潤の經濟的及び道德的性質 法學博士 田島 錦治

農業勞働問題 法學博士 河田 嗣郎

時論

地方稅の整理を論ず 法學博士 小川郷太郎

說苑

家計論の地位に就て 法學士 作田 莊一

井リヤム・タムスンの分配論 經濟學士 堀 經夫

雜錄

獨逸御より見たる聯合國の對獨經濟政策 法學士 小島昌太郎

世界戰爭と柏林の人口 法學士 汐見 三郎

利潤の經濟的及び道德的性質(二)

田 島 錦 治

第二節 利潤の原因及び要素

第一款 緒論、利潤と利子との區別

アダム・スミス及び其他の英國學者が資本主と企業者とを混同したること、并にカール・マルクス等社會主義者か此誤謬を襲きたることは既に述べたり。此誤見は更に他の誤見を生み、英國學者中に企業より生ずる利潤 (the profit, i.e. profit, der Unternehmensgewinn) と資本より生ずる利子 (the interest, l' intérêt, der Kapitalzins) とを混同する者尠からず。而してマルクス等か啻に利子と利潤との差別及び關係を明にせざるのみならず、此兩者を一括して資本主か労働者の生産したる所の者の中より横領する所の餘剩價值なりと思考したり。

マルクスの餘剩價值説の大要は余之を後節に説明し、且其誤謬を指摘すべく、又利子の性質に關しては別に稿を更めて之を詳論すること有るへしと雖も、今茲に先づ簡單に利子と利潤との差別を述べ可し。

資本の利子は人か其借入たる或額の資本の使用に對し、貸主に支拂ふ所の報酬にして、是は同

一の時に、同一の國に於て、同一の危険程度 (equal risk) を呈する企業に對しては殆ど同率なるを常とす。縱令其率に差あるも、輕微にして十分一乃至五位に止まるへし。之に反して企業の利潤は同一の時、同一の國、同種の企業に於て著るしき差異ありて、其差か二倍三倍四倍又は十倍二十倍に達することあり、又往々少しも利潤なき場合もあり、又企業者か損失を蒙むる場合もこれ有りとす。蓋し自由競争の行はるゝ社會に於て、利子の割合は貸主の人格の影響を受くること絶て無きか、又は僅にこれ有るに過ぎざれども、利潤の大小は重に企業者の人格に原因するものなりとす。例へば消費的信用の場合に往々見る如く、貪欲なる金貸か借手の急迫なる事情に乘し及び其金融市場の狀況に暗きに乘して、不當なる高利を攫取し、又は獨占業の場合に於ては其利潤 (所謂獨占的利益 monopoly gains) は、企業者の人格に關係なくして、非常に巨大なること有りと雖も、此等は自由競争の行はれざる例外的場合なりとす。故に通常の場合即ち自由競争の行はるゝ場合に就て見るときは、前述の如く、資本の利子の高低は其所得者たる貸主の性情智能に關係なく、之に反して企業の利潤の大小は其所得者たる企業者の能力手腕に原由すること甚大なるを知るなり。ルロフ・ポリューカ『資本の利子は物の物に對する關係にして、利潤は人の物に對する關係なり』と言へるは蓋し簡にして要を得たりと謂ふべきなり。(Leroy-Beaulieu, Traité théorique et pratique d'économie politique, 6^{me} éd. Tome II, p. 222.)

第二一欸 利潤と勞賃との區別

資本の利子と企業の利潤との差別は前述の如し、而して次に注意すべきは企業の利潤と勞働の賃金即ち勞賃との差別なり。英國の學者間に利子と利潤とを混同する者多きか如く、獨逸の學者間に利潤と勞賃とを混同する者多く、現に企業者利潤 (Unternehmer-gewinn) といふ語の代りに企業者賃金 (Unternehmerlohn) といふ語を用ふる者あり。此混同は前の混同に比すれば誤謬の程度大ならずと雖も、利潤の真相を明かにするに足らざるは即ち同しとす。蓋し勞賃と利潤とは共通類似の點渺からず。第一、兩者の高低は共に人格の影響を受くること最も多し、勞働者の勤勉又は熟練の度か勞賃の率に影響するか如く、企業者の能力手腕措置の如何は利潤の大小の重なる原因を成す。第二、勞働者間の競争か勞賃に影響するか如く、企業者間の競争は利潤に影響す。第三、企業上の危険の大小か利潤に影響するか如く、勞働上の危険の大小は勞賃に影響す。第四、形體上又は精神上不愉快なる或種の産業、例へば掃除、糞尿運搬の如きものに在りては、之に従事する企業者の利潤も勞働者の勞賃も共に高からざるを得ず。

斯の如く勞賃と利潤とは共通類似の點多しと雖も、其異なる要點は、第一、勞賃は確定的前拂なるに反して、利潤は未必的餘剰なること是なり。勞賃は企業者の雇傭する勞働者か豫定の契約に由りて受くる所のものにして、其額又は率は前知せられ、又は豫定し、大抵日給週給月給等の

形式を以て前拂を受け、生産物の完成すると否かを問はず、又其損失なく賣却せらるゝと否かを論せず、一旦領收したる勞賃は決して後日雇主たる企業者より取戻を求めらるゝことなく、萬一彼が勞賃を支拂はず、又は支拂を延滞したる場合、例へば彼が事業上の損失を受けて巨額の負債を生したる時と雖も、諸國の法律は勞賃か他の總ての債權に先つものなることを規定す。之に反して利潤は企業者か其生産物の賣上げ代價より、其前拂したる勞賃其他一切の生産費を控除して得る所の餘剰にして、其額は前知せられず、又確定せず、年に由りては多きことあり、又少きことあり、又は全く無きことあり、又は却て損失を蒙むることもあるなり。

第二、企業者の收得する利潤の中に労働者の勞賃に似たる部分ありと雖も、利潤の他の部分と共に結局未必的餘剰なる點に於て勞賃と異なる。是は英國學者か wages of superintendence 即ち取締勞賃と稱するものにして、佛語の *saire de direction* 及び獨語の *Unternehmerlohn* は蓋し之に原つく。大規模の企業者は固より労働者と同様の勞働を親らせざるも、彼は生産事業を計畫し及び施行する上に於て大なる精神的及び肉體的勞苦を爲すものなり。彼は社會の需要を豫想推測し、各種の生産要素及び條件を適當に結合挨拶し、生産を監督し、其生産物の利用方法及び販路を求むることに絶えず苦心し、加之出勤、出張、旅行、巡回等に身體を勞することも亦尠からず。故に此等の勞に對する報酬を取締勞賃又は企業者勞賃と名けて、以て利潤を説明せんとするは一

應其理あれども、所謂取締勞賃は通常の勞賃と異なり、其額は前知せられず、又必ず支拂はれ得べきものと限定せられざるものなり。故に取締勞賃といふ語の代りに取締報酬といふ語を用ふるを可とす。況んや取締勞賃は單に利潤の一部分を説明し得るに止まり、後段に述ふる如き利潤の他の部分(例へば企業の危險に對する補償、幸運に由る利益、獨占的利益、及び企業者の優秀なる企業能力に由る利益)を説明するに足らざるに於てをや。但し企業者特に大規模の企業者は前述の如き勞務を親ら爲さずして、之を其雇傭者たる支配人、技師、職工長等に一任すること多し斯かる場合に於ける支配人等の給料は固より通常の勞働者の勞賃と同視すべきものなり。何となれば其額又は率は前定し、且事業の成否に拘はらず必ず支拂はれ、決して後日取戻さるゝものゝに非されはなり。

第三、企業者か利潤配分方法を實施したる場合に於ては、勞働者は豫定の契約に基き利潤の或部分の配分を受くへし。此部分は勞賃の附加と認むべく、隨て此場合に於ける勞働者の勞賃の全體は企業者の利潤と同様なる危險的要素を含むものと謂ふを得べきか如し。然れども勞働者は利潤の大小に應じて其受くる所の配分額に多少を生ずるの危險を負へども、毫も企業上の損失を分擔せず。次に企業者か一般的利潤配分を實施せずして、單に上級役員例へば支配人のみに利潤の或部分を給與することゝ爲したる場合に於ては、常に此等上級役員の仕事が企業者の仕事と大差

なきのみならず、其受くる所の報酬も亦甚た利潤に似たり。然れども彼等か企業上の危険を負擔せざることは、通常労働者と異ならず。故に損失の場合には彼等は著るしく其報酬額を減し、定額以外の報酬即ち利潤配分額は皆無となるへしと雖も、彼の定額の報酬及び前期に收受したる利潤配分に就ては決して後日取戻を求めらるゝこと無し。之に反して企業者は自身に此等上級役員の任務を執りたる場合に、縱令彼は此任務に對する自己の報酬額を前定して毎月毎期又は毎年に分ちて便宜帳簿上に記入し、又は營業收入中より差引き收受すること有るも、若し彼の企業が損失したる時は、一旦收受したるものをも再び支出せざる可からず。之を支出して尙ほ不足なる時はそれ丈彼の資本の缺損となるなり。

以上述ふる所を總括すれば、第一、利潤は利子と同じからず。第二、利潤は勞賃と同じからず。勞賃の中に就て、利潤配分を受くる所の上級役員は頗る利潤に似たれども、其取戻難き點に於て之に異なる。而して謂ゆる取締勞賃として企業者の收入に計算する所のものは、實は利潤の一部を成するものにして、其全部を成すへきものに非ず、且利潤の他の成立部分と同様に未必的餘剰なる點に於て勞賃と異なるものなり。

第三款 利潤の要素、總利潤及純利潤の概要

利潤の利子及び勞賃と混合すへからざるは既に述べ畢れり。而して次に解説すへきは利潤の要

素、即ち利潤は如何なる部分より成立するやの問題なりとす。此問題の幾分は既に前述せる所に於て屢々觸れたれども、今更に綜合分析して之を説明するの便宜なるを覺ゆ。

企業者の總收入、即ち其事業年度の終りに於て同年度内に其生産物を賣りて得たる收入の中より、他人に屬する生産要素にして彼の利用したるものに對する報酬、即ち(1)若し他人の土地を借用したる時は其他代、(2)若し他人の資本を借用したる時は其利子、(3)彼の雇傭せる役員及び労働者の給料勞賃の三項を控除して得たる餘剰は通常利潤と稱せらる。實に此三項は生産費中の最重要なるものにして、其額又は率は前知せられ、又は豫定し、且約束の期日及び方法に由りて必ず支拂はるべきものなり。然れども總收入中より此三項のみを控除して得たる餘剰を指して利潤と稱するは妥當に非ず。或學者例へばイリー氏は之を總利潤 (gross profit) と呼ひて、其一部を占むる所の純利潤 (pure or net profit) と區別したり。氏の説明は稍解剖的抽象的に過ぐる嫌あれども、利潤の要素特に其最重要なる人的要素を理解するに甚た便なるを以て、茲に之を抄述すべし。

イリー氏は其所謂總利潤を解剖して、左の四綱八目となせり。(Ely and Wicker, Elementary Principles of Economics, 1904. p.302-307)。

第一。企業者自身に屬する所の生産要素に對する報酬

(1) 利子 (2) 地代 (3) 勞賃特に取締勞賃 (wages of superintendence)

第二。維持費 (Charges of Maintenance)

(1) 資本減價補充基金 (depreciation fund)

(2) 損失の危険に備ふる保險料 (insurance)

第三。人的外の利益 (Extra-personal Gains)

(1) 獨占的利益 (Monopoly gains)

(2) 幸運的利益 (conjunctural gains)

第四。純利潤 (Pure or Net Profit)

蓋しイロー氏は第一第二の二綱五目を以て生産を行ひ及び繼續するに必要缺く可からざる費用即ち生産費の部類に屬せしむべきものと爲し、總利潤より此等を控除したる餘剰を以て眞實の餘剰なりと思考し、而して更に此眞實の餘剰を分析して企業者の優秀なる企業能力に本づく者と然らざる者との二となし、後者を名付けて人的外の利益(第三綱)と爲し、之を小別して獨占的利益と幸運的利益と爲し、而して此兩利益は常に必ず有るものとは定まらざれども、若し之有りたる場合には之を眞實の餘剰より控除して得たる餘剰は企業者の人格に本づく所の純利潤(第四綱)なりと論斷したり。

第四款 企業者に屬する資本土地及び勞力に對する報酬

今序を逐ひ、先づ第一綱より論評せん。企業者は既に他人に屬する資本又は土地を借用せる場合に於て、其支拂ふ所の利子又は地代を生産費中に計算する上は、彼は其所有する資本又は土地を生産上使用せる場合に、其利子又は地代に相當する額を生産費中に計算すべきは固より論を俟たず。次に企業者勞賃に就て之を見るに、小企業者か普通勞動者と同様なる勞働を爲す場合に於て相當勞賃を算出して純利潤の外に置くべきは勿論なり。而して大規模の企業者か業務の支配取締の任務を爲したる場合の報酬、即ち謂ゆる取締勞賃(又は取締報酬)は、前段に於て詳説せる如く雇傭者の勞賃と大に異なるものなれども、最後に述ぶる純利潤とは又學理上區別すべきものなり。現時諸會社に於ても實際上規則正しく此取締報酬の額を定め、個人的企業に於ても其大規模なるものに在りては同様の計算を爲すを常とす。

第五款 維持費即ち資本減價補充及び保險料

次に第二綱の維持費に就て論評せん。資本の減價補充は亦生産費の一部を成すものなり。元來減價補充基金 (depreciation fund) なる語は重に固定資本即ち工場、設備、標機器具等の使用に由る價値の減損を補充し、又は將來の新式生産方法の案出又は新機械等の發明に基づく舊工場舊設備舊機械の改造に要する資金を年賦にて積立つるものを指す。佛語の *fond d' amortissement* 獨語

の Amortisationsfonds は之に同じ。然れども資本全體に就て考察すれば減價補充は啻に固定資本に向てのみならず、又流動資本に向ても之を爲すものと論定すへし。即ち労働者の勞賃として支拂はるるもの及び生産原料の代價、其他營業に要する消耗品の諸費を年々補充して資本全體の減少を防ぐは亦減價補充に外ならざるなり。此資本減價補充と前述資本金とは別々に計算して之を混同せざること學理上并に實際上重要なりとす。マルクス等社會主義者か此資本減價補充を是認して、資本金の存在を否認するの誤れるは更に後節に論評する所あるへし。

維持費の第二目を保險料即ち事業損失の危險に備ふ爲の年々の積立と爲す。凡そ企業者は小仕掛なると大仕掛なるとを問はず、又其註文企業なると商品企業なるとを論せず、絶えず損失の危險を冒すものなり。此危險に技術的又は工業的危險(technical or industrial risk)と經濟的若くは商業的危險(economical or commercial risk)の二種あり、前者は物品か技術上見込通り生産せらるゝや否やに關し、後者は生産及び販賣か經濟上損失なく行はるゝや否やに關す。小規模なる註文企業に在りては、顧客の註文を待ちて始めて生産に着手するものなるか故に、技術的危險を負へとも、經濟的危險を負ふこと割合に少し。然れども全然此危險なきに非ず、即ち註文に應じて生産したる物品を賣り損ふの危險は殆んど無しと雖も、平常職工を雇入れ置き又工場機械原料等固定并に流動資本を準備し在るか故に、業務の閑散の時は損失を蒙るへし。大規模なる商品企業に在りて

は特別の註文を待たず、社會の需要を豫想して、大量の生産を爲すものなるか故に、此兩種の危険共に大にして特に經濟的危険は大なりとす。此兩種の危険は互に相關聯するものにして、技術的危険は同時に經濟的危険を伴ふものなり、企業者が新なる生産を企圖し、新發明を應用し、又は新生産方法を採用する如き場合に於て彼の負ふべき技術的並に經濟的危険は如何に大なるべきぞ。而も彼か此等を冒すを敢てする所以は謂ゆる虎穴に入らされは虎子を獲ざるの諺の如く、大危険の横はる所には大利潤の在ることを知ればなり。永年續行し來れる大規模の商品企業例へは英國に於ける紡績業製鐵業の如きに在りては、技術的危険は殆んど絶無にして經濟的危険も亦漸く輕微なり、隨て此等企業の利潤は低しとす。然れども經濟的危険は固より其跡を絶てるには非ず。例へは綿花の凶作、鑛山業運搬業に往々免かれざる不慮の自然的并ひに社會的災害(例之同盟罷工の如き)に基つく所の原料供給の齟齬、産業上の恐慌、不景氣、又は劇烈なる競争に基づく所の商品販路の障害等は屢々起りて止むことなし。近來各種の保險事業の進歩に伴ひ、企業者は其危険の一部を保險會社に負擔せしむるを得、又彼か工事の受負を爲す場合に再受負人をして危険を負擔せしむることあれども、企業者に屬する危険は尙ほ甚多しとす。故に此等の危険に備ふる積立金は保險會社に支拂ふ所の保険料と共に生産費の一部若くは事業維持費の一部に計算するを適當なりとす。

第六款

人的外利益即ち獨占的利益及び幸運的利益、ラツサールの誤謬

以上序を逐ひて論評したる二綱五目は生産を現在行ひ及び之を將來に繼續するに必要缺く可からざる費用、即ち生産費の部類に屬せしむべきものなるか故に、此等を總利潤より控除して若し尙ほ餘剩あらば、此餘剩は即ち眞實の餘剩なり。此眞實の餘剩を生ずる原因は如何。イージー氏は企業者の人格に基くものと然らざるものとを目安とし、企業者の人格に基く餘剩を純利潤と名け、然らざるものを人的外利益 (extra-personal gains) と名けたるは前述せる如し。今少しく此第三綱即ち人的外利益の二目に就て論ずる所あらむ。

人的外利益の第一曰たる獨占的利益は唯獨占業の場合にのみ發生し且存續するものにして、自由競争行はるる各種の企業に於ては發生せず、又一時發生すること有るも永く存續するを得ず。抑も獨占なるものは貨物又は勤勞の價格を左右し得るに足る程度に於て其貨物又は勤勞の供給に關して有する所の制馭權の行使なるか故に、正常的獨占價格は正常的競争價格の如く生産費(詳言すれば社會の需要に應じて現在生産に従事しつつある所の多數の競争生産者中の最大生産費即ち限界生産費)に由りて定まらずして、需要の實際に於て獨占者が獲得せんと欲する、且獲得するを得る所の最大純益の點に於て定まるべきものなり。是故に獨占價格は通常競争價格より高く從て獨占的利潤は競争的企業の純利潤より大にして且其繼續性大なり。蓋し獨占に種々あり、獨占者の資格性質も亦一ならず。今一々茲に詳論するの暇無しと雖も、少數の私的獨占者の私利増

進の爲に社會民衆の公益を犠牲に供せる如き場合は往々これ有り。斯の如き場合に輿論の制裁、法律の制限、及び行政權の監督の必要あり。又場合に由りては或種類の私的獨占業を官公營に移すを得策とすること有り。輓近文明國に於ける鐵道、郵便、電話、道路、港灣、波止場、炭坑等の國有官營及び文明都市に於ける市街鐵道、瓦斯、電氣、水道、市場、住宅、貯蓄銀行等の公有公營は即ち是なり。之を要するに私的獨占中往々社會の公益を害する虞あるものは、次の二種を最とす。其は自然獨占 (natural monopolies) にして、或は天然の良好なる地位を占據し又は其豐富なる天然の資源を獨占する場合、或は事業の組織性質上到底自由競争の行はれ難き場合に現はるる獨占なり。其二是謂ゆる資本的獨占 (capitalistic monopolies) にして、大企業者が合同して任意に競争を杜絶する場合に現はるる獨占なりとす。前掲の諸例は即ち鐵道郵便以下は大抵自然的獨占にして、企業者が「トラスト」「カルテル」の如き企業合同を組織したる時は、これは資本的獨占なりとす。而して例へば多數の私設鐵道會社又は瓦斯會社か合同したる場合は自然的獨占と資本的獨占との二を兼ねるものと謂ふ可く、而して斯の如き場合に社會民衆の被るべき危險は最も大なりとす。

然れども自由競争の盛に行はるる企業間に一時獨占的利益の發現する場合尠からず。例へば企業者が新發見又は新發明を爲し又は他人の發見發明したるものを最先に利用したるときは、彼は

一時獨占的利益を得へし。發明品の專賣特許の如きは謂ゆる法定獨占 (legal monopolies) の一種なれども實は自由競争の好結果にして、且其良原因として推稱すべきものなり。發明者又は最先の利用者か此權利に由りて得る所の利益は諸國の法律上其期間に制限を附せらるのみならず、(英國は十五年) 實際に於て他の改良又は新發明を促かすか故に、此利益は一時的にして甚だ繼續性に乏しきものなり。されば此利益は獨占的利益と謂はんよりは寧ろ後に述ふる純利潤に屬せしむるを正當と爲すべきなり。

人的外利益の第二目たる幸運的利益 (conjunctural gains) は其名の示す如く、意外の幸運に由る利益なり。其著しき例は戦争の勃發に由り軍需品の製造人商人運搬人か意外の巨利を得る如き又大火災震災の後に材木商建築業者か暴富となる如きは是なり。是等は必ずしも企業者の優秀なる才能又は其周密なる用意に基かれるものに非ざるか故に後に述ふる純利潤と區別すべきものなり。然れども實際に於て總ての企業は多少不慮の幸運並に否運を伴ふものなり。特に商品企業は特別の註文を待たず、社會の需要を豫測して、大量の生産を爲すものなるか故に、前段に述べたる如き商業的危険を負ふ事大なると同時に幸運の寵兒と爲る場合も亦多しとす。且社會の事情は複雑にして絶えず變動するか故に、各企業者の得る所の利潤の如きも其何れの部分か幸運的利益に屬し、何れの部分か純利潤に屬するか、又其何れの部分か獨占的利益なるかを一々精確に判別

するは甚だ難しとす。但し學理的抽象的に論ずれば利潤は斯の如き諸要素を含むことを否むへからず。獨逸社會主義者ラッサール (Ferdinand Lassalle) か企業者の利潤を以て現時の社會關係に於て唯企業者のみ攫み得る所の幸運に歸する説の如きは實に利潤の原因及び要素の一斑を窺ひて全豹を推測するの偏見僻説たるを免かれず。特に彼等社會主義者か余の次に述べんとする純利潤を理解せざるは彼等自から其主義の根據に缺陷を穿つものと謂ふべきなり。(Ferdinand Lassalle, "Herr Bastiat-Schulze von Delitsch, der Oekonomische Julian," 1864; Leroy-Beaulieu, "Le Collectivisme," 3^{me} ed. 1909, p. 216-223)。

第七款 純利潤の性質

最後に純利潤を説明すへし。以上序を逐ひて説明したる三綱七目を總利潤より控除して若し餘剩あらば、此餘剩は即ち純利潤なり。純利潤とは純然たる人的利益なり。詳言すれば企業者の優秀なる企業能力に由る報酬にして尋常の取締報酬 (wages of superintendence) を超越し、且獨占的利益又は幸運的利益と異なる所のものなり。謂ゆる企業能力とは前段に説明せる取締報酬の原困となる所のもの即ち取締の任務に超越せる能力なり。取締の任務は企業者自身に之を爲さるる場合には有給支配人に委任するを得へし。而して企業能力は此等の支配人の適不適を鑑別し、及び彼等をして彼を信賴し彼の爲に盡力せしむる勢力を含むものなり。一般に言へば社會の需要を

豫測し、發明發見を利用し、生産要素を適當に結合し、分業其他生産組織を適宜にし、競争生産者の態度を精査し、原料其他生産用品の供給を最も豊富廉直の所に求め、生産品の利用及び販賣を最も利益ある所に致し、且販路の維持開拓及び擴張を勉むる等は企業能力の重なる内容を爲すものなり。而して此等能力は後天的教育及び試練の結果なるものもあれども、先天的稟性に由るもの亦尠からずして、各人間に大なる差等あるは素より論を待たざるなり。

斯の如く各企業者の企業能力に差等あるか故に、其結果たる純利潤にも亦差等なき能はず。凡そ自由競争の行はる場合に於ける生産物の正常價格は實際社會の需要に應ずる爲め生産を續行しつつある所の多數の競争せる企業者中の最劣等の者（即ち限界生産者）の要する生産費即ち最大生産費（限界生産費）に由りて定るべきものなり。擔言すれば同一の時同一の國に於て同種の企業を營み互に競争しつつある多數の企業者の中に就て企業能力最劣等の人即ち限界生産者の生産費即ち限界生産費か其生産物の價格を測定すべきか故に、限界生産者は何等の餘利即ち純利潤を得ること無かるへし。蓋し彼は其所有の土地又は資本を生産用に供したる場合には是等に對する地代又は利子に相當する額を收得すへし。何となれば若し之を收得せざらむか、彼は其土地又は資本を自から使用せずして、寧ろ之を他人に賃貸すへければなり。又彼は自から取締の任務を執りたる場合には取締勞賃に相當する額を收得するなるへし。何となれば若し之を收得せざらむか、

彼は寧ろ他人の爲に雇はれ支配人の任務を執り、確定せる報酬を受くることを却て得策と爲すに至る可ければなり。素より多數の企業者中には一時の損失を忍びて生産を續行するものもあるへし然れども稍長き時期に就て考察すれば、實際生産を續けつつある最劣等の企業者の収入は少くとも生産費を償ふものならざる可からず。之を限界生産者と謂ふ、限界生産者は純利潤をも得ず、又損失をも負はざる人なり。而して彼より優秀なる企業能力を有する人々即ち限内生産者は其能力の大小に應じて差等的純利潤を受くべきなり。

第八款 純利潤と地代との比較、其類似點及び相異點

以上説明する所に由れば純利潤は餘剩的並ひに差別的収入なり。此點はリカルドー氏の謂ゆる經濟的地代 (economic rent) に似たる所あり。現在耕作せらるる最劣等の土地即ち限界的耕地に地代無きか如く、現在營業を續けつつある最劣等の企業者即ち限界企業者は純利潤を得ず。農産物の價格は限界耕地の生産費に由りて定まる如く、工産物の價格は限界企業者の生産費に由りて定まる。故に限界耕地より良好なる土地は其良好の度に應じて差別的地代を生ずる如く、限界企業者より優秀なる企業者は亦其優秀の度に應じて差別的利潤を得。學者が往々純利潤を personal rent と呼ぶは之か爲なり。

然れども純利潤か經濟的地代と大に異なる點二あり。第一、純利潤は人格に本づく収入なれど

も、地代は然らず。第二、地代は永續性を有すれども、純利潤は然らず。地代は土地所有權を認むる法律の庇保の下に於て地主の得る所の收入ににして、彼の賢愚勤怠に何等の關係あるものには非ず。且土地特に良好なる土地は元來其供給有限なるか故に、人口の増加に伴ひ、從來地代なかりし土地即ち限界的耕地に地代を生じ、從來の地代は益々其率を高むべく、斯くして最初の土地の所有者及び權利繼承人は其土地の存在する限りは永久に繼續し且増加する所の收入を得べきなり之に反して純利潤は前に詳説せる如く企業者の能力手腕に本づくものなるが故に、啻に彼自身の意識氣力健康生命に従屬するのみならず、彼の競争者の動靜並に社會事情の變遷に絶えず左右せらるるものなり。蓋し優秀なる企業者は新發見新發明を最先に利用し、或は發明品の專賣特許に依りて、一時巨利を占むへしと雖も、多數の競争者は直ちに先蹤を逐ひて競路に参加し、久しからずして新發見の「八幡知らず」は一般に知れ渡り、新發明の秘密の鍵は何人の手にも握らるるに至るへし。發明品專賣特許の庇保の如きも十五年又は二十年の有期に止まり（日本は十一年）、満期後は素より多數の競争生産者を出すべく、而も其満期前に更に一層優秀なる新發明又は改良を爲す者輩出して、前發明者の利潤を奪ひ去るへし。其他新式の生産方法公衆の變化する新需要に應ずる爲の生産、販路の開拓及び擴張等凡そ生産費を輕減し純利潤を増加する原因となるべき事項は現時の自由競争を原則とする産業界に於ては一人又は少數者の永く獨占するを許さずして、優秀な

る企業者は踵を接して絶えず競争に参加し、斯くして一時巨利を得たりし人も永く其好況を維持する能はず、企業者は新陳代謝して、一般の企業能力は益々進み、生産費は益々減少し、物價は低落し、企業者の利潤は一般に減少し、而して社會は益々改良進歩するものなり。余か利潤の經濟的及び道德的性質を高唱する所以は實に茲點に在るなり。

第九款 結論、利潤の原因及び要素に關する社會主義説の誤謬

地代と利潤との相似たる點及び相異なる點は前述の如し。二者共に生産費を超越したる餘剰にして且差別的収入なることは相似たる點なり。一は人格に由らざる永續的収入なれども、一は人格に由る暫時的収入なることは相異なる點なり。且茲に最も注意を要することは、吾人の今比較評説せるは實際的に謂ふ所の地代と利潤とに非ずして學理的抽象的に謂ふ所の經濟的地代 (economic rent) と純利潤 (pure rent) との性質なること是なり。現實社會に於て地主の受領する所の地代は經濟的地代の外に土地の開墾改良保全等に替て投入せられた資本の利子又々年々の管理に要する費用を含むへし。之と同様に實際企業者の得る所の利潤即ち通常の語に於て利益と稱せらるるものは、イリー氏の謂ゆる總利潤を意味し、然らざれば總利潤中より前掲第一綱の第一目及び第二目即ち企業者自身所有の資本及び土地に對する利子及び地代と第二綱の第一目即ち資本減價補充とを控除したる餘剰を指すに止まるへし。故にルロフ・ポーリユー氏は『企業者の利潤は

四要素を示す、一部は取締勞賃 (le salaire du travail de direction)、一部は危險に對する保險料、一部は企業者の明敏なること及び彼の智巧なる經營に由る利益 (le bénéfice de la sagacité et de l'intelligente administration)、終りの一部は不慮なる幸運の賜なり』と言ひたり (Leroy-Beaulieu, Essai sur la réparation des richesses, 4^{me} éd. Paris, 1896, p. 300)。

此四要素中第三に擧げたるものは即ちイリーリーの謂ゆる純利潤に外ならず。ルロワ・ポリーユ氏が獨占的利益を擧げざるは、蓋し自由競争の行はるる場合に就て説明したるか爲なり。夫れ斯の如く實際の地代は謂ゆる經濟的地代の外に少くとも資本の利子を含み、又實際の利潤は其大なる場合には直に生産費維持費を支辨して尙ほ餘りあるのみならず、謂ゆる純利潤を含み、場合に由りては幸運的利益又は獨占的利益をも含むことあり。經濟的地代の人格に由らざる收入なることは幸運的又は獨占的利益に似たり、又經濟的地代が繼續性を有する如く、獨占的利益は利潤の他の部分特に幸運的利益又は純利潤と異にして、割合に繼續性を多く有するものなり。是故に或る社會主義者例へはヘンリー・ジョージの如き土地國有論者か地代を以て全然不勞増富 (unearned increment) なるか如く論斷して、地代の國有に歸せしむべきを主張するは、實際的地代の包含する利子及び其根源たる資本(土地の開墾改良保全等に向て投入せられたるもの)を度外に措く説にして、固より正當に非ず。之と同様に、ラッサールの如く利潤を以て現時の社會關係に基

く幸運的收入にして、此幸運は獨り資本を有する人のみ攫み取るを得るものにして、無資なる多數の勞働者は此幸運の博戯に投すへき賭金を有せずと言ふ説の如きは、利潤中の比較的重要なならざる一部分(即ち幸運的利益)のみを見て、他の重要な諸部分特に企業者の優秀なる能力手腕に本づく利益即ち純利潤を忘れたる偏狹の説なるは明白なり。其他社會主義に心酔せる人々か、獨占的利益を皮相的に觀察し、且總ての利潤を之に準して思考し、企業者の得る所の利潤は常に社會民衆の利益を犠牲に供するものなるかの如く誤想するものあり。思はざるの甚しきものと謂ふ可し。余か本節に利潤の原因及び要素を反覆説明せる所以は、必ずしも新奇なる意見を發表するを目的とせず、唯近頃尙誤謬の説を傳へ、中には既に歐米に於て殘骸廢屋となりたるマルクス主義を我國に再生再建せしめむと試むるか如き輩あるを見るか故に、茲に余の最も正當と信する經濟學説を紹介し、聊か異見を加へて、利潤の經濟的及道德的性質を説明し、傍ら社會主義の誤謬を指摘したるなり。請ふ尙ほ節を改めて、利潤の正當なること、及び社會主義特にマルクス派の利潤に對する説の謬れるを一層詳かに論評する所あらむ。(未完)